

名古屋市内における 工場立地法等届出の手引き



令和2年4月
名古屋市経済局イノベーション推進部
産業立地交流室

目 次

はじめに	1
第1 工場立地法の仕組み	3
1 法のねらい	4
2 届出が必要な場合	4
3 助言、変更命令及び罰則	5
4 その他	5
第2 届出について	6
1 届出対象となる工場又は事業場の範囲	7
2 届出が必要となる場合	10
3 実施の制限	14
4 届出書類	15
第3 立地法準則、準則条例 及び 特区条例について	16
1 生産施設、環境施設及び市独自緑化の概要	17
2 生産施設	18
3 緑地	26
4 緑地以外の環境施設	30
5 環境施設の配置	34
6 名古屋市独自の基準に基づく緑化（市独自緑化）	36
7 既存工場の特例措置	39
8 手続き方法	50
参考 留意が必要な関連制度	52
工場立地法と緑化地域制度の手続きの流れ	53
参考 担当窓口（問合せ先）	54

はじめに

1 目的

名古屋市では、産業を振興する立場から、市内の工場の流出を防止したり、再投資をしやすくする環境を整備したりすることが大切だと考えています。

また、名古屋市を含む当地域が「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたことを契機に、この地域に航空宇宙産業といった次世代産業の集積を積極的に図っていきたいと考えています。

そこで、企業の皆さんのが設備投資しやすい環境整備のひとつとして、工場立地法により規制されている工場の新設や増設の際に整備が必要な緑地の面積率等を、市の条例により緩和しました。

緩和の基準を決めるにあたっては、名古屋市内において周辺環境との調和のとれた適正な工場立地が行われることを目指し、緑の創出と確保を規定した名古屋市の緑化地域制度を考慮しました。

この手引きは、条例制定を契機として、名古屋市における工場立地に係る制度の内容と手続きの方法を企業の皆さんにわかりやすく解説し、適正な工場立地を促進することを目的として作成しました。

はじめに、平成 25 年 4 月 1 日の条例施行により緩和した基準の概要を以下に示します。

工場立地法に基づく緑地面積率と環境施設面積率を緩和する一方、緑化地域制度との整合を図るために、あらたに名古屋市独自の基準に基づく緑化（以下「市独自緑化」といいます。）に取り組んでいただきます。

(1) 「名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例」に基づく基準

適用区域	環境施設面積率	緑化面積率 (緑地+市独自緑化)	重複緑地算入率
	うち緑地面積率		
準工業地域	15%以上	15%以上	50%以下
	10%以上		
工業・工業専用地域	10%以上	15%以上	50%以下
	10%以上		
(参考)それ以外の地域	25%以上	(規定なし)	25%以下
	20%以上		

※ 「それ以外の地域」に適用する基準は、緩和前の基準（国の基準）と変わりません。

(2) 「名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例」に基づく基準

適用区域	環境施設面積率	緑化面積率 (緑地+市独自緑化)	重複緑地算入率
	うち緑地面積率		
特区エリア	5%以上	10%以上	100%以下
	5%以上		

※ 「特区エリア」とは、名古屋市の区域のうち、名鉄常滑線、山崎川、名古屋港及び大江川で囲まれた区域を言います。

特区エリアの区域内において、市長が認める特定工場に限り適用されます。

2 参照法令等

この手引きにおいて参照する法令等及び使用する略表記は、以下のとおりです。

法令等の名称	略表記
工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）	立地法
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号）	一部改正法
工場立地法施行令（昭和 49 年政令第 29 号）	立地法施行令
工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号）	立地法規則
工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）	立地法準則
総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）	特区法
名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例（平成 25 年名古屋市条例第 8 号）	準則条例
名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例施行細則（名古屋市規則第 50 号）	準則条例細則
名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例実施要綱	準則条例要綱
名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例（平成 25 年名古屋市条例第 9 号）	特区条例
名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例実施要綱	特区条例要綱

第1 工場立地法の仕組み

1 法のねらい

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上の工場等を名古屋市内で新設又は変更する際に、事前に名古屋市長へ届け出ることを義務付けています。また、氏名や所在地を変更した場合や、工場を承継したり廃止したりした場合にも事後に届出が必要です。

2 届出が必要な場合

◆業種 【7ページ参照】

製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業

であって

◆面積

敷地面積が 9,000 m²以上 又は 建築面積の合計が 3,000 m²以上

の工場又は事業場（以下「特定工場」といいます。）*を

◆行為 【10 ページ参照】

新設 又は 変更

しようとする場合は、

◆期限 【14 ページ参照】

工事等の着手日の 90 日前までに

所定の様式で名古屋市長に届け出してください。

* 「特定工場」とされる「工場又は事業場」とは、生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいい、本社、営業所、変電所、石油油槽所等は生産施設を有しないので該当しません。【18 ページ参照】

このほか、

◆氏名、名称及び住所に 変更があった

◆特定工場を承継した

◆特定工場を廃止した

といった場合にも、所定の様式で速やかに名古屋市長に届け出してください。【12 ページ参照】

3 勧告、変更命令及び罰則

生産施設面積率及び緑地面積率、市独自緑化に係る内容等が、立地法又は条例の規定に適合せず、周辺地域の生活環境の保持に支障があると認められる場合には、名古屋市長は届出者に対し勧告をし、変更を命令することがあります。

また、立地法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした場合等には、立地法に基づく罰則が科せられます。

4 その他

立地法施行日（昭和 49 年 6 月 28 日）に既に立地していた特定工場、又は施行日に新設のための工事が行われている特定工場（これらの工場を、以下「既存工場」といいます。）については、設置しなければならない緑地の面積等について緩和措置があります。【39 ページ参照】

第2 届出について

1 届出対象となる工場又は事業場の範囲

製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であって、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模*以上であるもの（以下「特定工場」という。）が、届出の対象となります。《立地法第6条第1項》

* 敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積の合計 3,000 m²以上

(1) 製造業等とは

製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業をいいます。《立地法第2条第3項》

- 製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業とします。
- 製造業に含まれる「物品の加工修理業」とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けること）と修理をそれぞれ合わせて行う、船舶製造・修理業、鉄道車両製造業等の事業をいい、自動車整備業のように単に修理のみを行なう事業は物品の加工修理業に含まれません。
- 「政令で定める業種に属するもの」とは、電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものです。《立地法施行令第1条》

(2) 工場又は事業場とは

生産施設【18ページ参照】を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいいます。

したがって、本社、営業所、変電所、石油油槽所等は、生産施設を有しないので工場等とはしません。

！次のような事業場は、「製造業等に係る工場又は事業場」に含まれません！

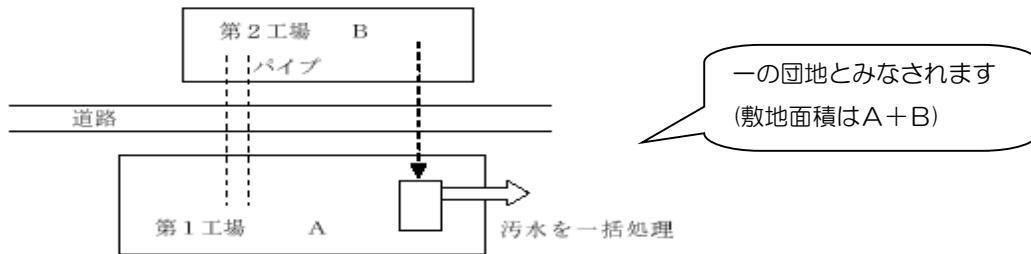
- 農林水産物の出荷のために選別、洗浄、包装等を行う事業場（選果場、ライスセンター等）
- 業として保管を行う事業所で当該業務に付随して選別、梱包、包装、混合等を行う事業所
- 修理を専業とする事業場（自動車整備場、機械器具修理場）
- 電気供給業に属する変電所、ガス供給業に属するガス供給所
- 鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所等

(3) 一の団地とは

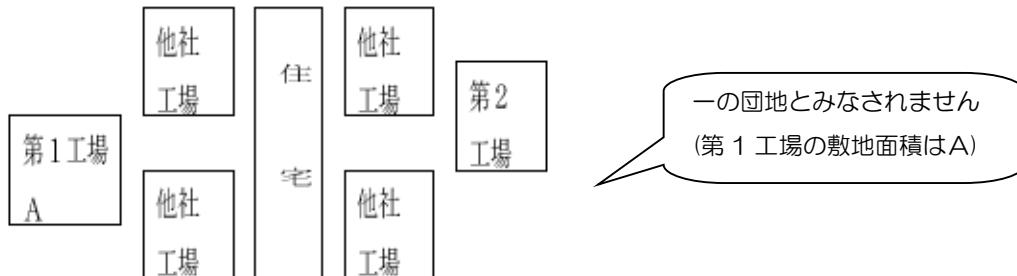
連続した一区画内の土地をいい、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常は一の団地ではありません。

しかし、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいても、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、一の団地とみなされます。

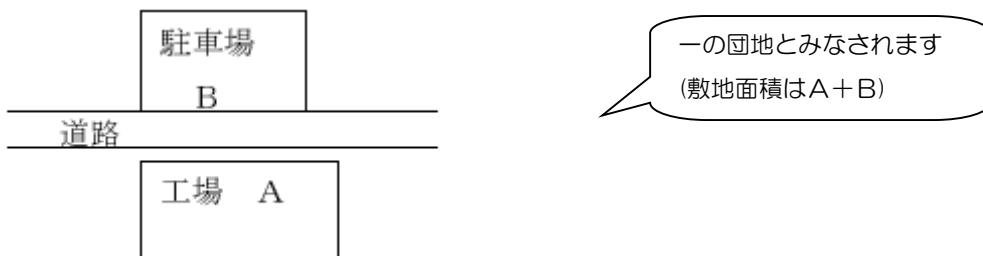
- ◆ 第1工場と第2工場の間に道路をはさんでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合



- ◆ 第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合



- ◆ 道路をはさんで従業員用の駐車場がある場合



- ◆ 飛び地に運動場、体育館などがある場合は、一の団地とみなされません。
- ◆ 高速道路等の幅の広い道路又は河口部等の非常に幅の広い河川が間に入る場合で、工場の規模と比較して社会通念上一の団地と解し難いものは、一の団地とみなされません。

(4) 敷地面積とは

工場等の用に供する土地の全面積をいい、所有地、借地等のいかんを問いません。

- 工場等の用に供する土地には、社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれません。
- 社宅、寮又は病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮又は病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外することとします。
- 当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は、敷地に含まれます。
- 子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となります。

(5) 建築面積とは

工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によります。

2 届出が必要となる場合

(1) 新設の届出

特定工場を新設する場合（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより新たに特定工場となる場合を含む。）《立地法第6条第1項》

(2) 変更に係る届出

ア 既存工場（5ページ参照）が昭和49年6月29日以後に最初に変更を行う場合《一部改正法附則第3条第1項》

イ 政令の改廃により新たに届出対象となる場合《立地法第7条第1項》

ウ 新設の届出又は上記ア及びイの届出をした者が、その後に変更を行う場合《立地法第8条第1項》

(3) 氏名等の変更の届出

氏名又は名称及び住所に変更があった場合《立地法第12条第1項》

(4) 承継の届出《立地法第13条第3項》

ア 特定工場を譲り受け、又は借り受けた場合《立地法第13条第1項関係》

イ 届出をした者の相続をした場合《立地法第13条第2項関係》

ウ 届出をした者に合併があった場合《立地法第13条第2項関係》

エ 届出をした者を分割した場合《立地法第13条第2項関係》

(5) 廃止の届出

(1) 新設の届出

次のいずれかの場合に、新設の届出を要します。《立地法第6条第1項》

ア 特定工場を新たに設置する場合

イ 敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加することにより新たに特定工場となる場合

ウ 既存の施設の用途を変更することにより新たに特定工場となる場合

(2) 変更に係る届出

ア 既存工場が昭和49年6月29日以後に最初に変更を行う場合《一部改正法附則第3条第1項》

イ 政令の改廃により新たに届出対象となる場合

立地法第6条第1項の規定による特定工場の除外業種及び敷地面積等の規模の下限に関する政令の改廃があった場合に、新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場を既に設置している者及び新設工事中の者が、特定工場となる日以降最初の変更をしようとする場合《立地法第7条第1項》

ウ 立地法第8条第1項の変更の届出

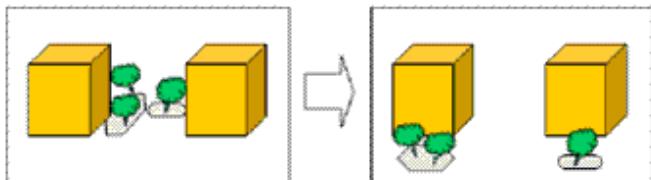
新設の届出又は上記ア、イの届出をした者が、その後に次のいずれかの変更を行う場合《立地法第8条第1項》

① 製品の変更《立地法第6条第1項第2号関係》

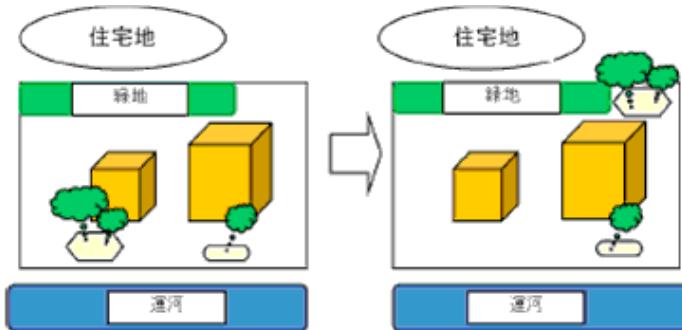
次のいずれかに該当する変更をする場合

- 日本標準産業分類における中分類（3ケタ分類）に属する業種が、他の分類に属する業種となるような変更が行われる場合（業種の廃止又は追加の場合を含む。）
 - 工場に適用される準則値（ γ の値【21ページ参照】）が変わらるような業種の変更が行われる場合
 - 当該工場に適用される既存生産施設用敷地計算係数（ α の値【41ページ参照】）が変わらるような業種の変更が行われる場合
- ② 敷地面積の変更 《立地法第6条第1項4号関係》
- ③ 建築面積の変更 《立地法第6条第1項4号関係》
- ④ 生産施設の面積の変更 《立地法第6条第1項5号関係》
- ⑤ 緑地、環境施設の面積の変更 《立地法第6条第1項5号関係》
- ただし以下の例のように、緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、それぞれの面積の減少を伴わない場合は、「軽微な変更」として届出は不要です。
- 住宅等周辺の地域と隣接する境界部への移設

（例1）工場中心部から外縁部へ



（例2）運河側から住宅側境界へ


- 重複緑地を通常の緑地に変更
- （例）芝生の上のパイプラインを撤去
- また、緑地の上に他の施設（パイプラインなど）を設置する場合、その緑地は特別な取扱いをする緑地となります【27ページ参照】。したがって、この場合は緑地面積に変更があるものとして、届け出てください。
- ⑥ 環境施設の配置の変更 《立地法第6条第1項5号関係》

！次のような変更は、「軽微な変更」として届出を要しません！

- 生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更（空地に倉庫、事務所を設置する場合等）《立地法規則第9条第1号》
- 生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30m²未満のもの《立地法規則第9条第2号》
- 生産施設を撤去する場合《立地法規則第9条第3号》
- 緑地又は緑地以外の環境施設を増加する場合《立地法規則第9条第4号》
- 緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、それぞれの面積の減少を伴わない場合《立地法規則第9条第5号》
- 緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10m²以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）《立地法規則第9条第6号》

(3) 氏名等の変更の届出

氏名又は名称及び住所に変更があった場合に、変更の届出を要します。届出は、変更後1ヶ月程度を目安に行ってください。《立地法第12条》

法人組織の場合の代表者の変更は、届出を要しません。

住所とは本社所在地の住所をいい、工場等の住居表示が変更された場合は届出を要しません。次回の変更の届出を提出する際に、当該内容を記載してください。

(4) 承継の届出《立地法第13条第3項》

次のいずれかの場合に、承継の届出を要します。届出は、承継後1ヶ月程度を目安に行ってください。

- ア 特定工場を譲り受け、又は借り受けた場合《立地法第13条第1項関係》
- イ 届出をした者の相続をした場合《立地法第13条第2項関係》
- ウ 届出をした者に合併があった場合《立地法第13条第2項関係》
- エ 届出をした者を分割した場合（当該特定工場を承継させるものに限る。）《立地法第13条第2項関係》

承継届は、特定工場の全部を承継する場合に適用されます。一部を承継する場合は立地法第6条第1項の新設届が必要となります。

特定工場が、この承継人の既設の工場と隣接し、承継の結果2つの工場が一体の敷地となるものは、承継人の工場の増加の取扱いとなります。すなわち、承継人の既設の工場が特定工場ならば変更届（立地法第8条第1項）、非特定工場ならば新設届（立地法第6条第1項）をすることになります。

なお、この場合に被承継人の工場は、廃止の届出をしてください。

(5) 廃止の届出

- ① 生産施設を撤去し、特定工場での生産活動を止めてしまった場合、② 譲渡等により、特定工場の全部が隣接する特定工場に吸収（一体化）された場合は、廃止の届出をしてください。

なお、敷地面積の減少等により特定工場の規模を満たさなくなるときは、廃止の届出ではなく、立地法第8条の変更届を提出してください。（一旦廃止した既存工場が再度生産を開始する場合は、新設工場として取り扱うため、既存工場の緩和措置を受けることができなくなります。）

3 実施の制限

立地法第6条第1項（新設）の届出、第7条第1項（政令改廃により特定工場となった工場等が最初の変更を行う場合）の届出、第8条第1項（変更）の届出、一部改正法附則第3条第1項（既存工場が最初に変更を行う場合）の届出をした者は、その届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、それぞれ、特定工場を新設し、又は当該変更をしてはなりません。《立地法第11条第1項、準則条例第7条第1項》

(1) 実施を制限される行為

ア 新設の届出の場合

- ① 工場敷地の埋立工事又は造成工事を伴う場合
埋立工事の着手又は造成工事の着手
- ② 工場敷地の埋立工事又は造成工事を伴わない場合
埋立、造成工事を行わないで、建築物、生産施設又は縁地その他の環境施設の設置の工事等から開始するものは、それらの設置工事の中で最初の工事の着手

※ 一時的な施設の設置工事等

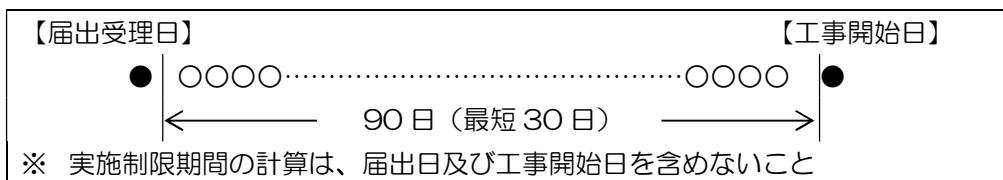
建設用飯場若しくは仮設事務所等の一時的な施設又は境界を画する門、ヘい等の施設の設置工事の着手は、実施を制限される行為にあたりません。

イ 変更の届出の場合

- ① 変更のための工事を伴う場合
その工事の着手
- ② 変更のための工事を伴わない場合
 - 製品のみの変更
製品を変更するために必要となる、機械・設備等の設置、改造、移動等の作業の着手
 - 敷地面積のみの変更
土地の移転登記（移転登記を伴わない場合は契約）

(2) 実施制限期間の短縮《立地法第11条第2項、準則条例細則第3条》

届出が受理された日から90日間を経過した後でなければ、新設、変更の工事等ができないこととなっていますが、原則として、届出内容が立地法第9条の勧告の要件に該当しない場合（立地法準則、準則条例及び特区条例に適合する場合）は、市長が必要と認める範囲で（最短30日まで）実施制限期間の短縮が認められます。



4 届出書類

本市ウェブサイト上の様式データを参照してください。
提出にあたっては、様式の掲載順に紐やクリップ等で綴じ、正本1部を提出してください。
【50ページ参照】

第3 立地法準則、準則条例 及び 特区条例について

1 生産施設、環境施設及び市独自緑化の概要

種別	内 容	敷地面積に対する割合	面積の測り方
生産施設 【18 ページ 参照】	<p>以下に係る工場建屋又は屋外プラント</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製造業における物品の製造工程(加工修理工程を含む) ➢ 電気供給業における発電工程 ➢ ガス供給業におけるガス供給工程 ➢ 熱供給業における熱供給工程 	業種により、 30%~65%	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 工場建屋 建築基準法施行令に定める水平投影面積 ➢ 屋外プラント 水平投影図の外周によつて囲まれる面積
環境施設		用途地域等により、5%以上、 10%以上若しくは15%以上*	
緑地 【26 ページ 参照】	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 樹木が生育する区画された土地、又は建築物屋上等緑化施設 ➢ 低木又は芝その他の地被植物で表面がおおわれている土地、又は建築物屋上等緑化施設 	用途地域等により、5%以上若しくは10%以上 (うち重複緑地は50%(特区エリアは100%)以内まで算入可)*	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 樹林地の場合 原則として区画された面積 ➢ 低木地、芝生地等 低木又は芝生等で表面がおおわれている面積
緑地以外の環境施設 【30 ページ参考】	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 噴水、水流、池その他修景施設 ➢ 屋外運動場 ➢ 広場 ➢ 屋内運動施設 ➢ 教養文化施設 ➢ 太陽光発電施設 ➢ 雨水浸透施設 ➢ その他 	<p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アの施設 区画された土地の面積 ➢ イの施設 建築物の水平投影面積 ➢ ウの施設 区画された土地の面積 (施設が地表に出てる面積に限る)
市独自緑化 【36 ページ 参照】	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 緑地の面積に算入できない重複緑地 ➢ 緑地の面積に算入できない壁面緑化 ➢ 概ね100t以上の大型プランター ➢ 水流、池その他これらに類するもの ➢ 適切に維持管理された自然草地 ➢ 業として生産していない菜園 ➢ 沿道部分の緑地 	緑地面積との合計について、用途地域により 10%以上若しくは15%以上*	(項目により異なる)

* 既存工場については緩和措置があります。【39 ページ参照】

また、準則条例が適用されない区域及び特区条例が適用されない特定工場の基準は、緩和前の基準（国の基準）と変わりません。【1 ページ参照】

2 生産施設

(1) 生産施設とは

生産施設は次の各号に掲げる施設とします（地下に設置されるものを除く。）。《立地法規則第2条》

- (1) 製造業における物品の製造工程(加工修理工程を含む。)、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（以下「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物
- (2) 製造工程等形成施設で、(1)の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であって、周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれのないことが特に認められるものを除く。）

ア 「製造工程等」とは、製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程のことをいいます。《立地法規則第2条第1項第1号》

イ 「物品の製造工程等形成施設」とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）をいいます。

(2) 生産施設の判別のポイント

ア 原材料に係るもの

× 生産施設としないもの

- 最初の加工を行う工程より前のもの
- 原材料、資材の倉庫、置き場若しくはタンク等もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設
- 倉庫又は置き場に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所、原材料の抜取検査施設、計量施設

イ 最終製品に係るもの

× 生産施設としないもの

- 製品が出来上がった後の工程のもの
- 倉庫又は置き場に付随した最終の抜取検査施設、計量施設
- 倉庫又は置き場に付随して最終の製品を出荷するための施設

○ 生産施設とするもの

- 生産工程の一環として製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う施設
- 製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室

ウ 製造工程等形成施設に係るもの

× 生産施設としないもの

- 製造工程等形成施設がない場合
- 事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるもの
- 独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室
- 試作品、開拓品等を製造、研究する施設
- 屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等のもっぱら輸送の用に供する施設

○ 生産施設とするもの

- 製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室
- 試作のための施設の規模、性能等から見て実稼働プラントに移行する可能性のあるもの、あるいは当該試作品等を販売する場合
- 一時的な遊休施設
- 廃止された施設であっても撤去されていないもの

エ 公害防止施設

× 生産施設としないもの

- 自らの工場における排出物を処理するための施設で、有用成分の回収や副産品の生産を行わないもの（生産施設ではなく、公害防止施設とします）

※有用成分の回収や副産品の生産を行う場合は、個別にお問い合わせください

オ 受変電施設及び用水施設

× 生産施設としないもの

- 変電所、開閉所、受変電施設、及び工業用水の取水・貯水施設、冷却塔、排水施設等

※排水処理施設からの排水を再度循環利用する場合も同じ

カ 用役施設

× 生産施設としないもの

- 生産施設でないものに付帯するもの
- 生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置（当該貯蔵タンクと一体の貯蔵施設とします）
- 製造工程等の用以外の用にもっぱら供されているもの、例えば事務所用の空気調節施設（ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等）又は出荷施設や用水施設の用に供されているコンプレッサー、ポンプ等

○ 生産施設とするもの

- 主に自家用の電気を発電するために設置される施設（水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものを除く。）、ボイラー（純水製造設備を含む。）、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等
- 製造工程等の用に一部共用されるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設
- 工場建屋のための空気調整施設
- 生産機能の集中制御のための建築物

キ 半製品、中間製品

○ 生産施設とするもの

- 半製品又は中間製品のタンクが、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合
- 半製品又は中間製品の倉庫が工場建屋の中に含まれる場合

(3) 生産施設面積率

生産施設の面積の敷地面積に対する割合は、立地法準則別表第1(21ページ参照)の上欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合以下の割合とします。《立地法準則第1条》

ただし、昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等(既存工場)については、緩和措置があります。《立地法準則備考1》

ア 新設工場の生産施設面積率

生産施設の面積の敷地面積に対する割合は、準則により上記のとおり定められており、準則別表第1により業種の区分に応じて定められた割合以下の割合とすることとなっています。
《立地法準則第1条》

イ 業種区分の考え方

準則別表第1の業種区分は、原則として当該工場から出荷される最終製品の種類ごとに客観的に行います。

なお、業種の呼称は、原則として、日本標準産業分類と同一の用語を使用しています。

ウ 兼業(複数業種)の場合の計算方法

兼業(複数業種)の場合は、生産施設面積が準則に適合するか否かを立地法準則備考2の計算式により判断します。このため、兼業かどうかを明らかにする必要があります。【24ページ参照】

エ 既存工場の特例措置

既存工場等については、立地法準則別表第2の区分で緩和措置があります。《立地法準則備考1》
【39ページ参照】

«立地法準則別表第1（業種区分別の敷地面積に対する生産施設面積割合）»

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合(γ)
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	100分の30
第2種	伸鉄業	100分の40
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	100分の45
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	100分の50
第5種	でんぶん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	100分の55
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	100分の60
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	100分の65

(4) 生産施設面積の測定方法

生産施設の面積は、原則として投影法による水平投影面積を測定します。

ア 工場建屋の面積測定方法

◆ 基本原則

「製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている建築物」《立地法規則第2条第1号》の面積は、建築基準法施行令第2条第1項第2号の算定方法によります。

◆ 工場建屋内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所、食堂等の取扱い

同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られる等により実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とします。

➤ たとえば、壁の一部に連絡通路の扉のある場合又は壁の一部を連絡配管若しくはコンベアが貫通しているような場合も、壁で明確に仕切られているものとして取り扱って良いこととしています。

ただし、

- ・同一建築物の天井にクレーンが設置されて吹き抜けとなっている場合
- ・壁が床から中空までしかないような場合
- ・移動式カーテンウォール、のれんに類するようなカーテン、つい立て等によって仕切られているような場合

は、実質的に別の建築物とはみなされず当該建築物全体を生産施設として取り扱うものとします。

➤ 同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる倉庫は、原材料若しくは完成品の倉庫ですが、資材倉庫又は機器類の倉庫で壁で明確に仕切られている場合は、これに準じるものとします。

➤ 工場建屋内の、半製品又は中間製品倉庫は壁で明確に仕切られていても生産施設とします。

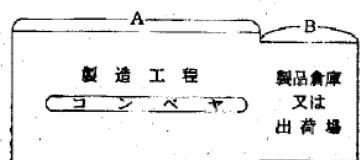
➤ 同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる一般管理部門の事務所とは、工場全体の管理部門の事務所をいい、単に製造部門の現場監督事務所、現場作業事務所等をいうものではありません。

➤ 同一建築物のうち、社宅、寮、病院、休憩所、更衣室及び便所については壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものは、生産施設面積から除くものとします。

◆ 2階建以上の建築物の取扱い

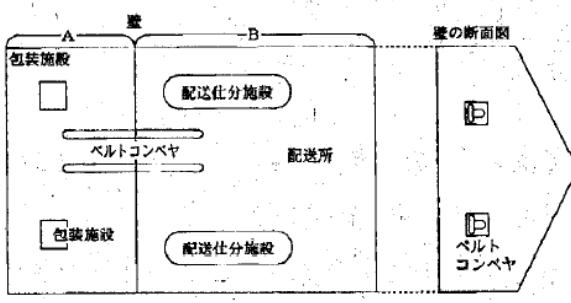
1階が倉庫で2階に生産施設がある建築物等について、当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設です。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とします。

(例 1)



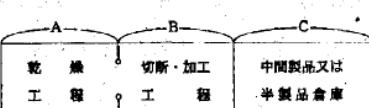
A, Bは一体の生産施設とする

(例 2)



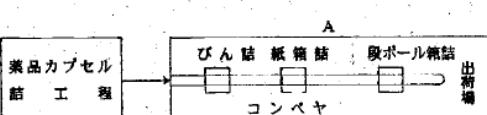
Bの面積は生産施設面積から除外する

(例 3)



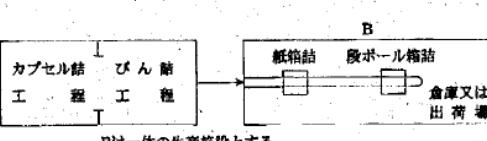
A, B, Cは一体の生産施設とする

(例 4)



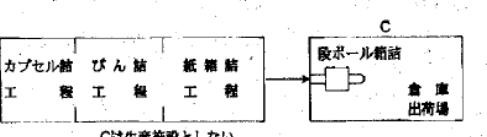
Aは一体の生産施設とする

(例 5)



Bは一体の生産施設とする

(例 6)



Cは生産施設としない

イ 屋外プラントの面積測定方法

「製造工程等形成施設で建築物の外に設置されるもの（屋外プラント）」《立地法規則第2条第2号》の面積は、原則として当該機械又は装置の水平投影図の外周によって囲まれる面積とします。（原則として地盤面上1m未満の基礎部を除きます。）

※ 詳細は個別にお問い合わせください。

(5) 兼業

工場等が別表第1【21ページ参照】の上欄に掲げる2以上の業種に属するときは、立地法準則第1条の規定に適合する生産施設の面積の算定は、次の式によって行うものとします。《立地法準則備考2》

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

これらの式において、n、P_i、γ_i、Sはそれぞれ次の数値を表すものとする。

n 当該工場等が属する業種の個数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計
(i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの)

γ_i i 業種についての別表第1の下欄に掲げる割合

S 当該工場等の敷地面積

ア 兼業かどうかの判断

一の工場が兼業かどうかの判断は、原則として当該工場から出荷される製品で判断します。

◆ すべての半製品又は中間製品が自社内で消費される場合

- 自動車工場やピアノ製造工場のように当該工場で生産されるすべての半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものである場合は、兼業扱いとせず、最終の製品の製造業の工場とします。
- 段ボールシートを全部段ボール箱にして段ボール箱のみ出荷する場合は、この工場は段ボール箱製造業に属します。

◆ 半製品又は中間製品の一部が製品として出荷される場合

- 工場で生産される半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものであるとともに、当該工場から出荷もされる場合には、最終の製品の製造業と当該出荷される半製品又は中間製品の製造業を兼業している工場とします。
- 段ボールシートと段ボール箱を製造している工場の場合で、段ボールシートと段ボール箱をそれぞれ出荷する場合は、段ボール製造業（加工紙製造業）及び段ボール箱製造業（紙製容器製造業）の兼業とします。

◆ 工場の生産形態で業種分類がなされる工場の場合

- 工場の生産形態で業種分類がなされる工場の場合（例えば、高炉による製鉄業、電気炉による製鋼及び圧延業、石油化学系基礎製品製造業、石油精製業等の工場は複数の製品を一貫工程の範囲で生産・出荷しますが、ひとつの工場として取り扱われています。）は出荷される製品の種類のいかんによらずひとつの業種の工場として取り扱います。
- 棒鋼、線材、厚板、薄板、帶鋼、鋼管などの鋼材を一貫して製造する工場は高炉による製鉄業に属します。表面処理、伸線等を含めて行う場合も高炉による製鉄業に属します。

◆ 同一業種として取り扱われる場合

- 製造業については、日本標準産業分類の同一の3ケタ分類に属し、かつ準則別表第1 (γ) (21ページ参照) の区分が同一なものを、同一業種とします。

イ 兼業の場合の生産施設面積と準則適合の判断

兼業（複数業種）の場合に、生産施設面積が準則に適合するか否かは、まず、それぞれの業種に係る生産施設面積を明らかにし、次に立地法準則備考2の計算式（24ページ参照）により準則適合を判断します。

なお、各業種の生産施設面積の算定に際して、「複数業種に係る共用の用益施設」や「ひとつの工場建屋内で複数業種の機械を設置する場合」など分かりにくいものがある場合は、個別にお問い合わせください。

◆ 立地法準則の計算方法

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

たとえば、2業種の場合の計算式は次のとおりとなります。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \sum_{i=1}^2 \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} \leq S$$

※ $\frac{P_1}{\gamma_1}$ の意味

第1業種の生産施設面積(P_1)を、立地法準則別表第1で定められている第1業種生産施設面積率(γ_1)で割ることにより、第1業種が使用していると見なされる敷地面積を示しています。

3 緑地

(1) 緑地の定義

工場立地法上の緑地とは、次の各号に掲げる土地または施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。《立地法規則第3条》

- 1 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 2 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面がおおわれている土地または建築物屋上等緑化施設

ア 緑地となるもの

- 苗木床
- 花壇 } 地面や壁面等に固定され、容易に移設することができないものに限る
- いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの（年数回の手入れを目安とする）

イ 緑地とならないもの

- 野菜畠（緑地以外の環境施設とします。）
- 温室、ビニールハウス

(2) 緑地面積率

◆ 立地法規則第3条各号に掲げる緑地（以下「緑地」という。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」といいます。）は、以下のとおりです。《立地法準則第2条、準則条例第3条及び特区条例第4条》

準工業地域	} 100分の10以上
工業地域	
工業専用地域	
特区エリア	…100分の5以上（市長が認める特定工場に限る。）
それ以外の地域	…100分の20以上

◆ 既存工場等において、昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、緑地の面積の算定は別途掲げる計算式（39ページ参照）によって行うものとします。《立地法準則備考第1項第2号、準則条例附則2及び特区条例附則2》

緑地の面積の敷地面積に対する割合は、上記のとおり立地法準則及び名古屋市の条例によって定められており、都市計画法に基づく区域等によって異なります。

また、既存工場等における緑地面積率の適用については、緩和措置があります。

(3) 重複緑地等の取扱い

立地法規則第4条に規定する「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複する土地及び立地法規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の一定の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができません。《立地法準則第2条但し書き、準則条例第3条第2項及び特区条例第4条第2項》

準工業地域	100分の50以下
工業地域	
工業専用地域	
特区エリア	…100分の100以下（市長が認める特定工場に限る。）
それ以外の地域	…100分の25以下

ア 重複緑地等とは

重複緑地等とは、緑地のうち以下をいいます。《立地法準則第2条但し書き》

- 立地法規則第4条に規定する「緑地以外の環境施設」(30ページ参照)以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設(太陽光発電施設)と重複する土地
(例) パイプの下の芝生、下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地
- 立地法規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設
(例) 屋上の緑地、壁面の緑地

イ 重複緑地等の取り扱い

敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の一定割合を超えて、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができません。なお、当該割合を超える重複緑地は、環境施設として取り扱います。

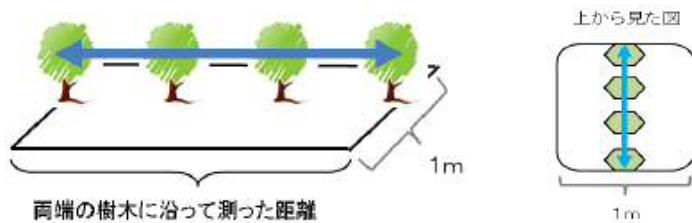
(4) 緑地面積の測定方法

ア 樹林地の場合 《立地法規則第3条第1項第1号》

- さく、置石、へい等により区画されている場合は、区画されている土地又は建築物屋上等緑化施設の区画の面積を緑地面積として測定
- 区画されていない場合は、次の方法により、実質的に区画されているものとして測定
 - ① 樹木が点在する場合は、外側にある各樹木の幹を直線で結んで囲まれる面積を緑地として測定



- ② 並木状の樹木の場合は、当該樹木の両端の樹木に沿って測った距離に1mを乗じた面積を緑地面積として測定



イ 低木地、芝生地等の場合 『立地法規則第3条第1項第2号』

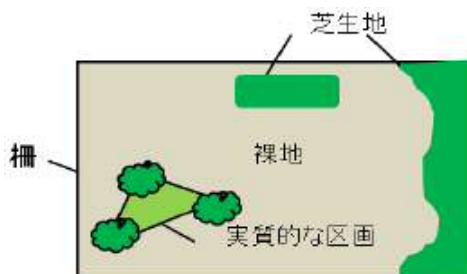
低木又はその他の地被植物で表面がおおわれている面積を緑地面積として測定

ウ 樹木と芝が混植している場合

- ① 芝生の中に樹木が生育している区画された土地又は建築物屋上等緑化施設については、緑地は当該区画された面積を測定
※区画された面積の2倍にはなりません。

- ② 区画されている樹木と芝の混合している緑地で、29ページ「(5)緑地整備に際して守るべきこと『ア 植栽の位置』」のような場合については、植栽の状況に応じて測定

(例) 実質的な区画内及び個々の芝生地を緑地面積として算定する場合

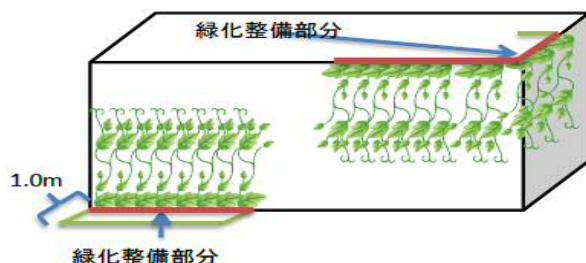


エ 法面（斜面）の緑地の場合

法面（斜面）の水平投影面積を緑地として測定

オ 壁面の緑地の場合

- 建築物その他の施設の直立している部分（直立壁面）を緑化する場合は、緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積を緑地として測定
※ 特区エリアにおいて市長が認める特定工場については、現に緑化されていると認められる部分にかかる垂直投影面積となります
- 傾斜した壁面に緑化をした場合は、緑化しようとする部分の水平投影面積
- 建築物の壁面だけでなく、フェンス、石垣、よう壁、屋外プランツなどを緑化する場合も壁面の緑地とする
- 壁面の緑地が、平面の緑地の中にある場合又は平面の緑地に接している場合は、壁面の緑地部分の面積は緑地としてカウントしない



力 緑化駐車場の場合

- 芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）により車両1台分のスペースの50%以上が緑化されている屋外の駐車場（緑化駐車場）については、当該施設の一部であるブロック・レンガ等を含めた面積を緑地面積として測定
- 緑化駐車場を設置する駐車場内においては、駐車スペース以外の部分（車が通行するスペース等）も緑化した場合は、同様の取扱いとする

※従業員駐車場などで日照時間が不足する場合は、芝の入れ替え等、緑地を良好な状態に維持管理するための対策を講じることが必要です

(5) 緑地整備に際して守るべきこと

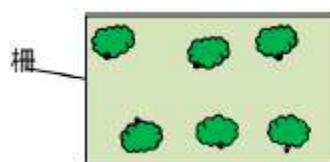
ア 植栽の位置

区画全体について平均的に植栽されている必要があります。

平均的に植栽されていない場合は、裸地の部分を除いて、植栽が集中している場所を実質的に区画された緑地とします。

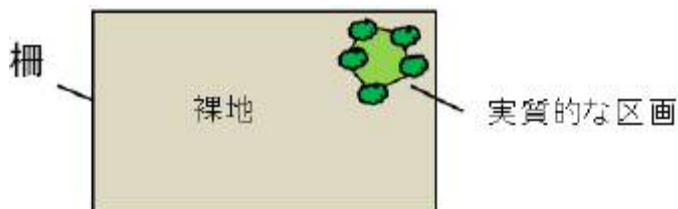
（例1）平均的に植栽されている場合

→全体を緑地として見る



（例2）平均的に植栽しない場合

→「実質的な区画」部分を緑地として見る



（例3）平均的に植栽しているが、適当な間隔で植栽されていない場合

→裸地を除き、残りの植栽部分を単独の樹木として扱う



イ 緑地の設置時期

緑地工事は、原則として、緑地の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までに終了する必要があります。

4 緑地以外の環境施設

(1) 緑地以外の環境施設の定義

緑地以外の環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているものとします。《立地法規則第4条》

- 1 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）
 - イ 噴水、水流、池その他の修景施設
 - ロ 屋外運動場
 - ハ 広場
 - 二 屋内運動施設
 - 木 教養文化施設
 - ヘ 雨水浸透施設
 - ト 太陽光発電施設
 - チ イからトに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの
- 2 太陽光発電施設のうち、建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

「緑地以外の環境施設」は、次の2つの条件を満たしていることが必要です。

- ① 立地法規則第4条第1号イからチまで、及び第2号の土地又は施設であること
- ② 周辺の地域の生活環境の保持に寄与する

◆ 周辺地域の生活環境保持に寄与することの判断基準

次の5つのうち、1つを満たすことが必要です。

- ① オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること
 - ② 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること
 - ③ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること
 - ④ 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること
 - ⑤ 立地法規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること
- 上記の他、周辺の地域が抱えている課題の解決、工場と周辺の地域との融和に資すると認められるような利用がなされている施設（生産工程に関係するものを除く。）であること。
- ※ 例えば、地域住民の集会場として適した施設が整備されていない地域において、工場内のもっぱら従業員の利用に供するクラブハウスを無償でいつでも集会場として供用する場合等が考えられます。

(2) 各環境施設の取扱い

下記の環境施設のうち、2以上の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分についてはそのいすれかの環境施設とし、他の環境施設とはしません。

イ 修景施設 《立地法規則第4条第1号イ》

- 噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいいます。
- 雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は、美観等の面で公園的な形態を整えているものであれば、修景施設とみなし環境施設とします。

□ 屋外運動場 《立地法規則第4条第1号□》

野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バーボル場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいいます。

ハ 広場 《立地法規則第4条第1号ハ》

単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボールやバーボル程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいいます。

二 屋内運動施設 《立地法規則第4条第1号ニ》

体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣室、シャワーその他の工作物を含む。）をいいます。

- 屋内運動施設を環境施設として届出を行おうとする場合は、周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認することが必要です。なおこの確認のため、次の書類の提出が必要です。
 - 施設の概要、利用方法、利用可能日時等を規定した当該施設の利用規程
 - これを広く一般に周知する方法を記載した書類
- 屋内運動施設が、生産施設、事務所、倉庫、食堂等環境施設以外の施設と重複する場合は、環境施設としません（1階が生産施設で2階に体育館がある建築物等）。ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされる場合は環境施設とすることができます。

ホ 教養文化施設 《立地法規則第4条第1号ホ》

- 教養文化施設とは、企業博物館（名称の如何にかかわらず、製造業等に関する歴史的、文化的に価値のある資料を豊富に収集し、保管し、及び展示している施設をいいます。）、美術館、ホール（音楽又は演劇等に利用する施設で音響設備、観覧席等が整備されているものをいう。）等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいいます。したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は、教養文化施設としません。
- 教養文化施設を環境施設として届出を行おうとする場合は、周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認することが必要です。なお、この確認のため、次の書類の提出が必要です。
 - 施設の概要、利用方法、利用可能日時等を規定した当該施設の利用規程
 - これを広く一般に周知する方法を記載した書類
- 教養文化施設が、生産施設、事務所、倉庫、食堂等環境施設以外の施設と重複する場合は、環境施設としません（1階が生産施設で2階に企業博物館がある建築物等）。

ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされる場合は、環境施設とすることができます。

ヘ 雨水浸透施設 《立地法規則第4条第1号ヘ》

➤ 雨水浸透施設とは、以下のようなものをいいます。

- 浸透管（浸透トレーニング）
- 浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。）
- 浸透側溝
- 透水性舗装が施された土地 等

これらのうち、環境施設となるものは、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水源の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分に見込まれるものといいます。

➤ 雨水浸透施設を環境施設として届出を行おうとする場合は、雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること等といった、周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認する必要があります。この確認のため、次の書類の提出が必要です。

- 雨水浸透施設の種類や浸透能力、維持管理方法を記載した書類
- 周辺地域の状況から見て、雨水流出を抑制する必要性があることを記載した書類

➤ 雨水浸透施設が、生産工程に関係する施設と重複する場合は、環境施設としません（原材料の搬入、製品の搬出等の車両のための駐車場や構内道路等に施された透水性舗装等）。ただし、駐車場から屋内運動場や教養文化施設といった施設への誘導路が整備されているなどにより実質的に生産工程との関係がないとみなされる場合は環境施設とします。

ト 太陽光発電施設 《立地法規則第4条第1号ト、同条第2号》

➤ 太陽光発電施設のうち、建築物等施設の屋上その他の屋外に設置される（建築物等施設の屋上又は壁面に設置される）ものについては、緑地又は他の緑地以外の環境施設（立地法規則第4条第1号イ～チ）に規定する土地と重複するものを除きます。《立地法規則第4条第2号》

➤ 太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいいます。

➤ 太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、当該重複部分は環境施設とします。ただし当該重複部分は、生産施設としても取り扱います。

➤ 太陽光発電施設を緑地以外の環境施設として届出を行おうとする場合は、その確認のため次の書類の提出が必要です。

- 太陽光発電施設の種類、発電能力、設置場所を記載した書類
- 発電した電力の用途を記載した書類

チ 周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの《立地法規則第4条第1号チ》

(3) 環境施設面積率

- ◆ 緑地及び緑地以外の環境施設（以下「環境施設」という。）の面積の敷地面積に対する割合は、以下のとおりです。《立地法準則第3条、準則条例第3条及び特区条例第4条》

準工業地域	…100分の15以上
工業地域	…100分の10以上
工業専用地域	
特区エリア	…100分の5以上（市長が認める特定工場に限る。）
それ以外の地域	…100分の25以上

- ◆ 既存工場等において、昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、環境施設の面積の算定は別途掲げる計算式（39ページ参照）によって行うものとします。《立地法準則備考3第2項、準則条例附則2及び特区条例附則2》

「緑地」及び「緑地以外の環境施設」の面積の敷地面積に対する割合は、上記のとおり立地法準則及び名古屋市の条例によって定められており、都市計画法に基づく区域等によって異なります。

緑地は環境施設に含まれるので、環境施設の面積の割合を緑地の面積で達成している場合には、緑地以外の環境施設は設置する必要がありません。

また、既存工場等における環境施設の面積率については、緩和措置があります。【39ページ参照】

(4) 「緑地以外の環境施設」の面積の測定方法

ア 修景施設、屋外運動場、広場

さく、置石、へい等で区画された土地の面積を環境施設面積として測定

イ 屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設

投影法による当該建築物の水平投影面積を環境施設面積として測定

ウ 雨水浸透施設

原則として さく、置石、へい等で区画された土地の面積を環境施設面積として測定するが、地中に埋設されるものにあっては、当該施設が地表に出ている面積を環境施設面積として測定

5 環境施設の配置

- ◆ 環境施設の配置は、当該製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の敷地周辺部に、当該工場等の周辺地域の土地の利用状況等を勘案して、その地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとします。《立地法準則第4条》

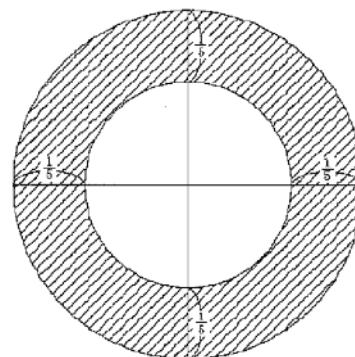
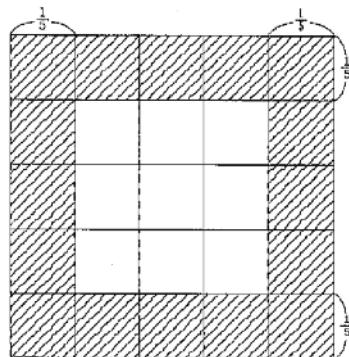
つまり、敷地面積に対する以下の割合を敷地周辺部に配置する必要があります。

準工業地域	…100分の15以上	環境施設面積率 に同じ
工業地域		
工業専用地域	…100分の10以上	
特区エリア	…100分の5以上（市長が認める特定工場に限る。）	
それ以外の地域	…100分の15以上	

- ◆ 昭和49年6月29日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われる場合における環境施設の配置は、当該既存工場等の周辺地域の土地の利用状況等を勘案して、可能な限り当該地域の生活環境の保持に寄与するように行うものとします。《立地法準則備考5》

(1) 敷地周辺部とは

立地法準則第4条の敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の1/5程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線（以下、「5分の1ライン」といいます。）と境界線との間に形成される部分をいいます。



(2) 5分の1ラインの記載方法

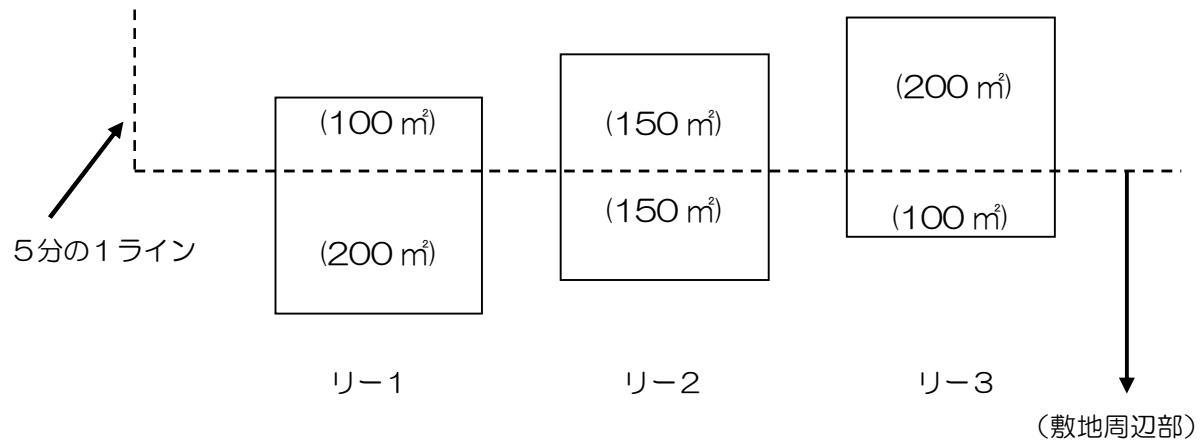
様式別紙6「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図」に、敷地周辺部を示す5分の1ラインを記載してください。

一般的には、敷地外周ラインを縮小した形でラインを描くことができますが、敷地形状が複雑で記載方法が分からぬ場合は、個別にお問い合わせください。

(3) 5分の1ライン上の環境施設の取扱い

ひとつの環境施設が敷地周辺部とそれ以外の部分にまたがる場合は、5分の1ラインの内外に概ね区分し、50%以上の面積が周辺部にあるときは、その環境施設は周辺部に配置されたものとして取り扱います。

(例)



上の例では、周辺部に配置される環境施設は、リー1：300 m²とリー2：300 m²となります。

6 名古屋市独自の基準に基づく緑化（市独自緑化）

(1) 市独自緑化の定義

- ◆ 準則条例が適用される区域においては、緑地及び環境施設を整備するほか、市長が特定工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与すると認める緑化（以下「市独自緑化」という。）を行い、かつこの面積と緑地の面積の合計面積の敷地面積に対する割合を、100 分の 15 以上としなければなりません。《準則条例第 4 条》
- ◆ 特区条例が適用される特定工場においては、上記の割合を 100 分の 10 以上とするよう努めるものとします。《特区条例第 5 条》

市独自緑化の項目は、準則条例実施要綱第 3 条及び特区条例実施要綱第 4 条に掲げる以下の内容とします。

- ① 重複緑地のうち、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積の相当分を除く部分
 - ② 壁面緑化の垂直投影面積のうち、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積の相当分を除く部分
 - ③ 概ね容積 100t 以上の大型プランター
 - ④ 水流、池その他これらに類するもの
 - ⑤ 適切に維持管理された自然草地
 - ⑥ 業として生産していない菜園
 - ⑦ 沿道部分の緑地
- ※ ①及び②については、準則条例のみに係る内容です。
- ※ 準則条例及び特区条例が適用されない区域及び特定工場においては、市独自緑化に係る規定の適用対象外です。

(2) 市独自緑化の面積の測定方法

- ア 重複緑地のうち、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積の相当分を除く部分

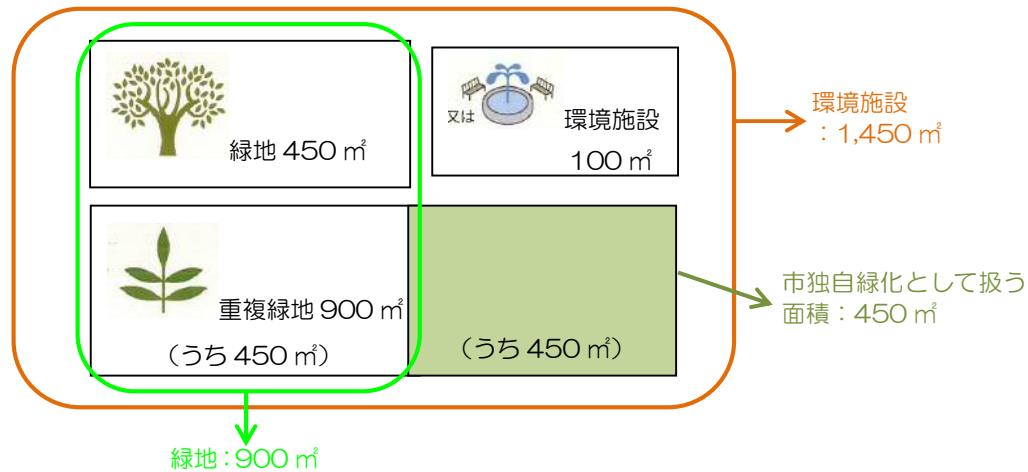
準則条例が適用される区域では、重複緑地は、緑地面積率を算定する際の緑地面積全体の 50% 以下の面積まで緑地として算入できますが（準則条例第 3 条第 2 項）、それ以外の部分の面積については、立地法に基づく緑地以外の環境施設であるとともに、市独自緑化として取り扱います。

なお、特区条例においては、重複緑地の面積は 100% 緑地として算入できるため（特区条例第 4 条第 2 項）、この規定の適用はありません。

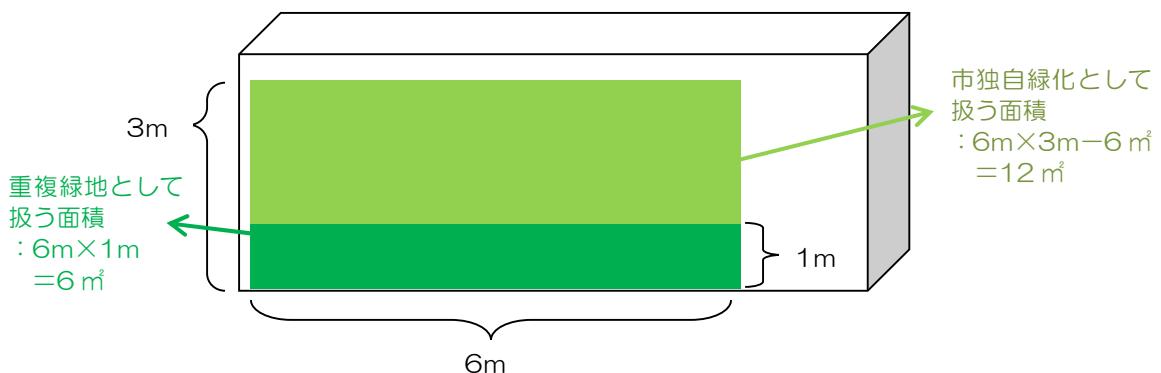
（例）敷地面積 9,000 m²、緑地面積 450 m²、環境施設面積 100 m²、重複緑地面積 900 m² の工場の場合（準工業地域）

$$\Rightarrow \text{必要面積} = \begin{cases} \text{緑地 (10%以上)} : 900 \text{ m}^2 \text{ (うち重複緑地は 450 m}^2\text{まで)} \\ \text{環境施設 (15%以上)} : 1,350 \text{ m}^2 \\ \text{緑地 + 市独自緑化 (15%以上)} : 1,350 \text{ m}^2 \end{cases}$$

⇒ 必要面積を満たす例



- イ 壁面緑化の垂直投影面積のうち、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積の相当分を除く部分直立した壁面（フェンス、石垣、よう壁等を含む。）の緑化については、緑化部分の水平延長に1mを乗じた面積を重複緑地の面積とすることとされています。【28ページ参照】
市独自緑化として取り扱うのは、緑化部分の垂直投影面積から、緑地面積として算入する面積分を差し引いた残りの面積とします。



この場合、工事完了時に植栽が1m以上成長している必要はありませんが、将来的に植栽が1m以上成長するための植栽基盤の設置が必要です。

ウ 大型プランター

樹木や草花等が生育するプランターやコンテナ等で、容易に移設できない大きさ（容積100ℓ以上）のものの水平投影面積とします。

なお原則として、工事完了時に植え付けなどがされていること、また、適宜植え替えなどにより年に6ヵ月以上植物が植えられているものとします。

エ 水流、池その他これらに類するもの

さく、置石、へい等で区画された部分の水平投影面積とします。

オ 適切に維持管理されている自然草地

樹木や芝といった植栽はないが年1回程度の除草がなされている、さく、置石、へい等で区画された部分の水平投影面積とします。

力 業として生産していない菜園

たとえば以下の趣旨で工場敷地の一部に設置する菜園について、さく、置石、へい等で区画された部分の水平投影面積とします。

- 地域貢献の一環などで地元市民に貸し出している
- 企業の福利厚生の一環などで社員が使用している

キ 沿道部分の緑地

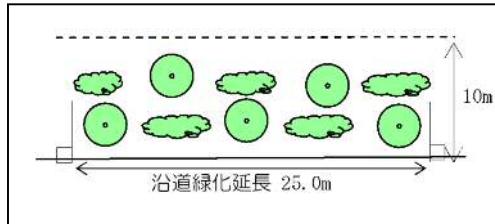
環境施設は敷地面積に対する一定割合以上を敷地周辺部に配置する必要がありますが（34 ページ参照）、特に周辺環境に配慮して、沿道部分に設置された緑地については、工場立地法に基づく緑地としての算入に加え、市独自緑化として取り扱います。

沿道部分とは、工場敷地と外部道路の境界から、敷地内側 10mまでの部分をいいます。

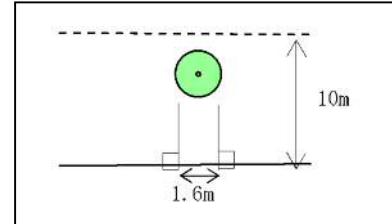
なお算入できる面積は、沿道部分の緑化延長（以下「沿道緑化延長」といいます。）に 1mを乗じた面積とします。

- ◆ 市独自緑化として取り扱う沿道部分の緑地の条件は、以下の全てを満たす場合とします。
 - 樹木等で緑化されている（芝生のみは不可）
 - 外部道路の一般的に人が通行する場所から緑地が見えること（セットバックによる緑化、透過性のあるフェンスの内側の緑地、もしくは塀の高さを超える樹木の 1m以上の部分が見える状態等）
- ◆ 沿道緑化延長の考え方を、以下のとおりとします。
 - 樹木等（地被含む）で概ね連続的に植栽された箇所を、道路に垂直投影した延長…ア
 - 樹木が単独で植栽された箇所
 - 植栽時の樹高 2.5m以上の樹木：葉張りを 1.6mとみなし、道路に垂直投影した延長…イ
 - 植栽時の樹高 1.0m以上 2.5m未満の樹木：葉張りを 1.1mとみなし、道路に垂直投影した延長
 - 既存木：葉張りが上記以上の場合は実際の葉張りとし、道路に垂直投影した延長
 - 塀の高さを超える樹木の場合、見える部分を道路に垂直投影した延長

（アの場合）沿道緑化延長を 25.0mとすると、
市独自緑化面積は $25.0\text{m} \times 1\text{m} = 25.0\text{ m}^2$



（イの場合）樹木を樹高 2.5m以上とすると、
市独自緑化面積は $1.6\text{m} \times 1\text{m} = 1.6\text{ m}^2$



7 既存工場の特例措置

既存工場は、設置できる生産施設面積、設置が求められる緑地面積・環境施設面積、環境施設の配置について、緩和措置があります。

(1) 単一業種の場合_{〔立地法準則備考1、準則条例附則2、特区条例附則2〕}

既存工場等において、昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、立地法準則第1条の規定に適合する生産施設の面積、第2条の規定に適合する緑地の面積及び第3条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとします。

ア 生産施設面積

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P=0$ とする。

これらの式において、 P 、 γ 、 S 、 P_0 、 α 及び P_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 当該変更に係る生産施設の面積（増加分）

γ 当該既存工場等が属する準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合【21ページ参照】

S 当該既存工場等の敷地面積

P_0 昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計

α 当該既存工場等が属する立地法準則別表第2の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる数値【41ページ参照】

P_1 昭和49年6月29日から前回までの生産施設の増設及び撤去の面積の累計（設置については+、撤去については-として計算する。ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行う場合はその分も-として含める。）

➤ 「 $\gamma \alpha$ 」の意味

「業種別の生産施設面積率」(γ)に「緩和係数」(α)を掛けたものです。たとえば、生産施設面積率65%で係数1.3ならば、生産施設面積率が84.5%に緩和されるということです。

➤ $\frac{P_0}{\gamma \alpha}$ の意味

「法規制前にあった生産施設面積」(P_0)を、「緩和された生産施設面積率」($\gamma \alpha$)で割る

ことにより、 P_0 が使用しているとみなされる敷地面積を算出しています。

- $S - \frac{P_0}{\gamma \alpha}$ の意味

法規制が始まる時点で、まだ生産施設のために割り当てていない敷地面積を示しています。

- $\gamma (S - \frac{P_0}{\gamma \alpha})$ の意味

「法規制が始まる時点で、まだ生産施設のために割り当てていない敷地面積」に生産施設面積率を掛けることで、「法規制が始まる時点で新たに設置が認められる生産施設面積」を示しています。

- P_1 の意味

「現在の生産施設面積」から「法規制前にあった生産施設面積」(P_0)と「今回撤去する生産施設面積」をマイナスして、「法規制後に増減があった生産施設面積」を示しています。

- $\gamma (S - \frac{P_0}{\gamma \alpha}) - P_1$ の意味

「法規制が始まる時点で、新たに設置が認められる生産施設面積」から「法規制後に増減があった生産施設面積」をマイナスして、今現在造ることが認められる生産施設面積を示しています。

『立地法準則別表第2（業種区別の既存生産施設用敷地計算計数）』

業種の区分	既存生産施設用 敷地計算計数(α)
他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1. 2
化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぶん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鋳鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鑄物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ250m以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1. 3
有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製造業	1. 4
ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1. 5

イ 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

準則条例が適用される区域については以下のとおりとなります。特区条例が適用される特定工場の場合は、「0.1」を「0.05」と読み替えてください。

なお、条例が適用されない区域においては、従前どおり、立地法準則に規定する「0.2」と読み替えてください。

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、P、 γ 、 G_0 、S及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積（増加分）

P 当該変更に係る生産施設の面積（増加分）

γ 当該既存工場等が属する立地法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合【21ページ参照】

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

➤ $\frac{P}{\gamma}$ の意味

「新たに設置する生産施設面積」(P)を「生産施設面積率」(γ)で割ることにより、「新たに設置する生産施設が使用するとみなされる敷地面積」を算出しています。

➤ G_0 の意味

「法規制前に設置されていた緑地」と「法規制後に法が求める以上に設置した緑地」の合計（法の規制以上に設置している緑地面積）です。なお、今回撤去する緑地がある場合はその面積をマイナスします。

➤ $\frac{G_0}{S}$ の意味

「法の規制以上に設置している緑地面積」の敷地面積に対する割合を示しています。

- $O. 1 - \frac{G_0}{S}$ の意味

法が求める以上に設置している緑地面積があるので、その率を新設工場の緑地面積率である 10%からマイナスして、今回設置を義務付ける緑地面積率を算出しています。

- $\frac{P}{r} (O. 1 - \frac{G_0}{S})$ の意味

「新たに設置する生産施設が使用しているとみなされる敷地面積」に「今回設置を義務付ける緑地面積率」を掛けて、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」を算出しています。

- $O. 1 S - G_1 > 0$ の意味

前回の届出までに設置されている緑地(G_1)が 10%以下であることを示しています。

- $\frac{P}{r} (O. 1 - \frac{G_0}{S}) > O. 1 S - G_1$ の意味

式を変形すると $\frac{P}{r} (O. 1 - \frac{G_0}{S}) + G_1 > O. 1 S$ となります。したがって、

「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」と「前回の届出までに設置している緑地」を合計した緑地面積が、敷地面積の 10%を超えることを示しています。

- $G \geq O. 1 S - G_1$ の意味

式を変形すると、 $G + G_1 \geq O. 1 S$ となります。したがって、「今回設置する緑地」と「前回の届出までに設置している緑地」を合計した緑地面積が 10%以上であれば、それ以上に緑地を造る必要はないことを示しています。

- $O. 1 S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq O$ の意味

前回の届出までに設置されている緑地が 10%以上なので、今回は緑地を造る義務がないことを示しています。

ウ 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

準則条例が適用される区域のうち、準工業地域については以下のとおりとなります。工業地域・準工業地域の場合は、「0.15」を「0.1」と、特区条例が適用される特定工場については、「0.05」と読み替えてください。

なお、条例が適用されない区域においては、従前どおり立地法準則に規定する「0.25」と読み替えてください。

$$E \geq \frac{P}{\gamma} (0.15 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} (0.15 - \frac{E_0}{S}) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは

$E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、P、γ、E₀、S及びE₁は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積（増加分）

P 当該変更に係る生産施設の面積（増加分）

γ 当該既存工場等が属する立地法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合【21ページ参照】

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るもの）を含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積（ただし、今回の届出において、環境施設の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

S 当該既存工場等の敷地面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るもの）を含む。）の面積の合計（ただし、今回の届出において、環境施設の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

※ 計算式の意味は、42-43ページ参照

(2) 複数業種の生産施設面積《立地法準則備考2》

工場等が立地法準則別表第1【21ページ参照】の上欄に掲げる2以上の業種に属するときは、第1条の規定に適合する生産施設の面積の算定は、次の式によって行うものとします。

(略)

ただし、昭和49年6月29日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i - \alpha_i} \quad \text{とします。}$$

これらの式において、n、 P_i 、 γ_i 、S、m、 P_{0i} 及び α_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

n 当該工場等が属する業種の個数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計
(i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの) 又は既存工場等が昭和49年6月29日以後に行う i 業種に属する生産施設の面積の変更に係る面積の合計(昭和49年6月29日以後に i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの)

γ_i i 業種についての立地法準則別表第1の下欄に掲げる割合【21ページ参照】

S 当該工場等の敷地面積

m 昭和49年6月28日における当該既存工場等が属する業種(その日に設置するための工事が行われている生産施設が属する業種を含む。)の個数

P_{0i} 昭和49年6月28日に設置されている i 業種に属する生産施設の面積又は設置のために工事が行われている i 業種に属する生産施設の面積の合計

α_i i 業種についての立地法準則別表第2の下欄に掲げる数値【41ページ参照】

※ 2以上の業種の兼業の工場が生産施設面積率の準則に適合しているか否かは、「工場の全敷地面積」と「各生産施設が使用しているとみなされる敷地の面積の合計」とを比較してみて、後者が前者と同じかそれより小さければ適合し、大きければ不適合とされます。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i - \alpha_i} \quad \text{を} \quad \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i - \alpha_i} + \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

に変形して考えます。

たとえば、第1業種と第2業種に係る生産施設が法規制前からあり、法規制後に第3業種の生産施設を設置した既存工場があるとします。

この場合の計算式は、

$$\left(\frac{P_{01}}{\gamma_1 \alpha_1} + \frac{P_{02}}{\gamma_2 \alpha_2} \right) + \left(\frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} + \frac{P_3}{\gamma_3} \right) \leq S \quad \text{となります。}$$

※ 計算式の意味は、24-25ページ、39-40ページ参照

(3) 複数業種の緑地面積、環境施設面積^{〔立地法準則備考3〕}

昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更が行われる場合であって当該既存工場等が立地法準則別表第1(21ページ参照)の上欄に掲げる2以上の業種に属するときは、第2条の規定に適合する緑地の面積及び第3条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとします。

ア 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

準則条例が適用される区域については以下のとおりとなります。特区条例が適用される特定工場の場合は、「0.1」を「0.05」と読み替えてください。

なお、条例が適用されない区域においては、従前どおり立地法準則に規定する「0.2」と読み替えてください。

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とします。

これらの式において、G、n、P_j、γ_j、G₀、S及びG₁は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての立地法準則別表第1の下欄に掲げる割合 [21ページ参照]

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

たとえば、3業種の既存工場で、今回、第1業種と第2業種の生産施設面積を増やしたとする
と、 $G \geq \left(\frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} \right) \times \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ となります。

(この計算式の意味は、24-25ページ、42-43ページ参照)

イ 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

準則条例が適用される区域のうち、準工業地域については以下のとおりとなります。工業地域・準工業地域の場合は、「0.15」を「0.1」と、特区条例が適用される特定工場については、「0.05」と読み替えてください。

なお、条例が適用されない区域においては、従前どおり立地法準則に規定する「0.25」と読み替えてください。

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S})$$

$$\text{ただし } \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S}) > 0.15S - E_1 > 0 \text{ のときは}$$

$E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての立地法準則別表第1の下欄に掲げる割合【21ページ参照】

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(この計算式の意味は、44・46 ページ参照)

(4) 環境施設の配置《立地法準則備考5》

昭和49年6月29日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われる場合における、立地法準則第4条の環境施設の配置（34-35 ページ参照）は、当該既存工場等の周辺の地域の土地の利用環境、当該既存工場等の敷地の利用状況等を勘案して、可能な限り当該地域の生活環境の保持に寄与するよう行うものとします。

新設工場では、環境施設を敷地周辺部に設置することとなっていますが、既存工場の場合は可能な限り行うこととなっています。

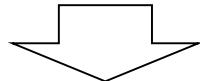
(5) 緑化面積率の経過措置[※]《準則条例要綱附則2》

昭和49年6月29日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われる場合における市独自緑化（36-38ページ参照）については、工場立地法における緑地面積率と同様に経過措置があります。

ア 単一業種の場合

立地法に基づく既存工場の取扱い「イ 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積」（42 ページ参照）の計算式のうち、「0.1」を「0.15」に読み替えるほか、各数値を以下のとおり読み替えてください。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積（増加分）
- G_o 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）
- G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）



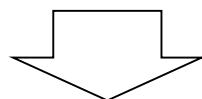
- R 当該変更に伴い設置する緑化の面積（増加分）
- R_o 当該変更に係る届出前に設置されている緑化（当該届出前に届け出られた緑化の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑化の面積の合計を超える面積（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）
- R₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑化（当該届出前に届け出られた緑化の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、今回の届出において、緑化の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

※ 緑化とは、工場立地法に基づく緑地及び市独自緑化を合計したものをいいます。

イ 複数業種の場合

立地法に基づく既存工場の取扱い「(3) 複数業種の緑地面積、環境施設面積 ア 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積」(46 ページ参照) の計算式のうち、「0.1」を「0.15」に読み替えるほか、各数値を以下のとおり読み替えてください。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- G_o 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計



- R 当該変更に伴い設置する緑化の面積
- G_o 当該変更に係る届出前に設置されている緑化（当該届出前に届けられた緑化の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑化の面積の合計を超える面積
- G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑化（当該届出前に届け出られた緑化の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

※ 緑化とは、工場立地法に基づく緑地及び市独自緑化を合計したものをいいます。

8 手続き方法

特定工場を新設又は変更する場合、及びその他氏名等の変更があった場合は、以下の書類をそろえて担当窓口に提出してください。

なお、代理人が届出・申請を行う場合は委任状を添付してください。

(1) 新設の場合

様式番号	届出書類
第 1	特定工場新設届出書
A	特定工場新設届出及び実施制限期間の短縮申請書（※1）
別紙 1	特定工場における生産施設の面積
別紙 1－2	特定工場の業種別生産施設面積一覧表（※2）
別紙 2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
別紙 3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置（※3）
別紙 4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（※3）
別紙 5	事業概要説明書
別紙 6	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図
別紙 7	特定工場用地利用状況説明書
別紙 8	特定工場の新設等のための工事の日程
別紙 9	特定工場における建築面積一覧表
別紙10	工場立地法、名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例又は名古屋市総合特別区域法に基づく緑化面積率等に係る準則等に関する条例に基づく緑化計画書工場
別紙11	特定工場新設届出書の概要
別記様式	緑化の実施（変更）届出書（※4）
(工事完了後) 第2	特定工場の新設等のための工事完了報告書
(特区エリアの場合) 第4	特定工場の新設等のための緑化計画進捗状況報告書（※5）

※1 新設届とあわせて、立地法第11条第1項の期間の短縮を申請する場合は様式第1に代えて提出してください。

※2 2以上の業種に属する特定工場のみ、提出してください。

※3 特定工場の設置場所が工場団地又は工業集合地に属する場合にのみ、提出してください。

※4 市独自緑化を実施する場合、提出してください。

※5 特区条例細則第7条に該当する場合にのみ、提出してください。

(2) 変更の場合

様式番号	届出書類
第1	特定工場変更届出書
B	特定工場変更届出及び実施制限期間の短縮申請書（※1）
別紙1	特定工場における生産施設の面積
別紙1-2	特定工場の業種別生産施設面積一覧表（※2）
別紙2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
別紙2-2	特定工場における市独自緑化の面積及び配置
別紙3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置（※3）
別紙4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（※3）
別紙5	事業概要説明書
別紙6	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図
別紙7	特定工場用地利用状況説明書
別紙8	特定工場の変更のための工事の日程
別紙9	特定工場における建築面積一覧表
別紙10	工場立地法、名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例又は名古屋市総合特別区域法に基づく緑化面積率等に係る準則等に関する条例に基づく緑化計画書
別紙11	特定工場変更届出書の概要
別記様式	緑化の実施（変更）届出書（※4）
(工事完了後) 第2	特定工場の新設等のための工事完了報告書
(特区エリアの場合) 第4	特定工場の新設等のための緑化計画進捗状況報告書（※5）

※1 変更届とあわせて、立地法第11条第1項の期間の短縮を申請する場合は様式第1に代えて提出してください。

※2 2以上の業種に属する特定工場のみ、提出してください。

※3 特定工場の設置場所が工場団地又は工業集合地に属する場合にのみ、提出してください。

※4 市独自緑化を実施する場合、提出してください。

※5 特区条例細則第7条に該当する場合にのみ、提出してください。

(3) 市独自緑化のみ新設や変更等を行う場合

様式番号	届出書類
別記様式	緑化の実施（変更）届出書

※ 実施又は変更とあわせて準則条例第7条第2項の期間の短縮を申請する場合も、当該様式を使用してください。

なお、いずれの場合も、(1)及び(2)における別紙6及び別紙10を添付してください。

(4) その他の変更を行った場合

事象	届出書類
氏名、工場名、住所の変更	氏名（名称、住所）変更届出書
工場の承継	特定工場承継届出書
工場の廃止	特定工場等施設廃止届

(5) 届出義務があるのに届出が漏れていた場合

別途提出していただく書類がありますので、詳細はお尋ねください。

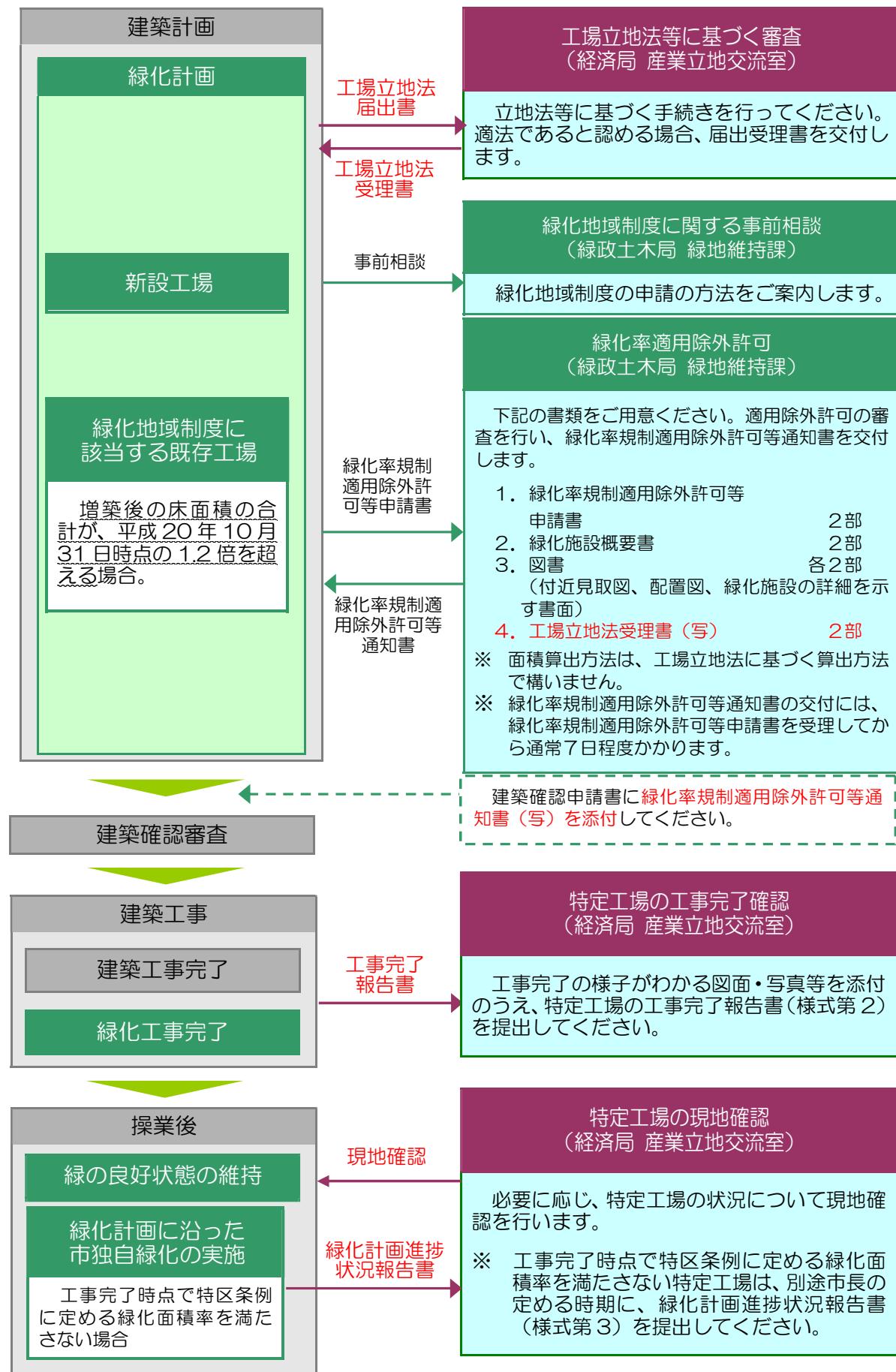
<参考> 留意が必要な関連制度

名古屋市においては、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける「緑化地域制度」があります。

例として、53ページに既存工場の立地法等に基づく届出の流れを図示します。緑化地域制度の対象となる増築を行う場合は、立地法以外の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

なお、立地法に基づく届出対象ではない工場も緑化地域制度の適用対象となる場合がありますので、必要に応じ担当部署に相談・届出を行ってください【54ページ参照】。

工場立地法等と緑化地域制度の手続きの流れ



<参考>担当窓口（問合せ先）

お問い合わせの内容	担当窓口	所在地	電話番号
立地法、準則条例、特区条例に関すること	経済局 イノベーション 推進部 産業立地交流室	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 (本庁舎5階)	(052) 972-2423
緑化地域制度に関すること	緑政土木局 緑地部 緑地維持課	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 (西庁舎5階)	(052) 972-2465

なお、名古屋市においては、以下の事業を通じて工場緑化への支援を行っています。各事業の詳細は、それぞれの問い合わせ先にお尋ねください。

支援事業名	内 容	問い合わせ先	電話番号
みどりの補助金（名古屋市民有地緑化助成事業）	一定規模以上で実施する優良な緑化工事※に対して費用の一部を支援するもの	緑政土木局 緑地部 緑地維持課	(052) 972-2465
環境保全設備資金融資	公害防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資するもの	環境局 地域環境対策部 大気環境対策課	(052) 972-2674

※ 緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」で一定ランク以上の認定を受けることが要件になります。